

平成30年度事業計画

はじめに

平成29年中の群馬県の交通人身事故は、発生件数12,745件、死者数は67人、負傷者は16,236人であり、これを平成28年と比較すると、発生件数は-829件(-6.1%)、死者数は+5人(+8.1%)で、負傷者数については-1,043人(-6.0%)と死者数は増加したものの、発生件数及び負傷者数は平成17年以降13年連続で減少しました。

事故の特徴としては、相変わらず高齢者の全死者数に占める割合が高く38人(56.7%)の方が亡くなったほか、運転免許証を取得して1年以内の初心運転者が起こす交通事故の発生率は、本県では全国ワースト上位を続けるなど、厳しい交通事故情勢が続いております。

一方、安全運転管理者選任事業所車両の関係する交通事故は、発生件数763件、死者数8人、負傷者数962人で、発生件数では、+14件(+1.9%)、死者数+2人(+33.3%)、負傷者数+55人(+6.1%)と、残念なことに増加してしまいました。

このような情勢を踏まえ、当協会は平成30年度も、群馬県が作成した「平成30年度交通安全活動計画」を基本として、県民を交通事故から守るという信念のもと公益性の高い効果的な交通安全活動を推進してまいります。

【事業計画】

第1 交通事故防止事業

県民を守る安全運転の普及・啓発事業として下記項目の事業を展開します。

1 職場における交通安全思想の普及・高揚

職場における交通安全思想の普及・高揚を通じて、安全運転管理者選任事業所管理車両約8万台、管理下運転者約13万人に対する交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ることにより、交通事故のない安全で快適な交通社会を目指します。

(1) 四季における交通安全運動の推進と支援

春・秋の全国交通安全運動、夏・冬の県民交通安全運動の実施にあたっては、前年同様広報用ポスター並びに実施要綱を作成し、各事業所・関係機関に配布の上、県、市町村及び警察と連携して県民の交通安全意識の高揚に努めるとともに各地区協議会の活動を支援します。

平成30年に計画されている交通安全活動は次表のとおりです。

〈交通安全活動年間計画〉

区分	活動の種別	期 間
1	高齢者の交通事故防止	年間 高齢者交通安全日 毎月 25 日
2	子供の交通事故防止	年間
3	自転車のマナーアップ運動	年間 強化日 15 日 強調月間 5 月
4	飲酒運転の根絶	年間
5	命を救う 思いやり 110 番通報	年間
6	出会い頭事故・追突事故の防止	年間
7	夕暮れ時の早めのライト点灯等・反射材着用促進 ～「上州びかっど運動」～	年間 強化期間 9 月～12 月
8	足元に生命（いのち）の発信運動	年間
9	全てのシートベルトとチャイルド シートの正しい着用の徹底	年間
10	県民交通安全日	毎月 1 日
11	春の全国交通安全運動	4 月 6 日～4 月 15 日の 10 日間
12	夏の県民交通安全運動	7 月 11 日～7 月 20 日の 10 日間
13	秋の全国交通安全運動	9 月 21 日～9 月 30 日の 10 日間
14	冬の県民交通安全運動	12 月 1 日～12 月 10 日の 10 日間
15	交通事故抑止緊急対策	交通事故情勢に対応して実施

(2) 安全・安心運転実践運動の実施

8 月から 10 月までの 3 ヶ月間、交通事故防止対策コンクールである「安全・安心運転実践運動」を実施します。

なお、期間中の交通事故件数、交通安全活動推進状況等を勘案して優秀地区協議会について表彰を行います。

(3) 運転適性検査の推進

群馬県運転適性検査指導者協議会連合会と連携し、3～5 月に「新入社員運転適性検査推進月間」を、10 月に「運転適性検査推進月間」に取組み、事業所における運転適性検査（K-2）の推進を図ります。

(4) 「命を救う 思いやり 110 番通報」の普及促進

群馬県警察が推進中の「命を救う 思いやり 110 番通報」活動に賛同し、機関誌、ホームページ及び安全運転管理者講習等を通じて、この 110 番通報等の普及促進に努めます。

(5) 飲酒運転の根絶とハンドルキーパー運動の推進

重大事故につながる飲酒運転の根絶を図るため、群馬県交通対策協議会が活

動重点としている「飲酒運転の根絶」に向け、酒を飲まない人を事前に決めて、参加者を安全に自宅まで届ける「ハンドルキーパー運動」の実践等を、機関誌やホームページ等を通じて広報します。

(6) 交通安全啓発用品等の配布

安全運転管理者講習の際、受講者に交通安全啓発品(うちわ、ポスター等)や資料等を配布し、交通安全意識の普及を図ります。

2 機関誌及びホームページによる情報発信活動

機関誌「安全運転管理群馬」を年4回(1月・6月・9月・11月)発行し、各事業所の安全運転管理者等に、交通事故情勢、道路交通法の改正があった場合にはその要旨、各地区協議会による交通事故防止活動の実施状況等の交通安全情報を提供し、事業所における交通事故防止を図ります。

また、当協会のホームページを活用して、更に幅広い情報発信を行います。

ホームページ URL <http://www.ankan-gun.or.jp>

3 優良安全運転管理者・優良安全運転管理事業所・優良自動車運転者表彰等

事業所の安全運転管理に貢献した安全運転管理者や事業所に対して、群馬県警察本部長と当協会長連名の感謝状のほか、優良自動車運転者に対する群馬県警察本部長と当協会長連名の表彰を行います。

(1) 優良安全運転管理者 — (感謝状)

積極的に安全運転管理に取り組んでいる優良安全運転管理者を表彰します。

(2) 優良安全運転管理事業所 — (感謝状)

交通安全活動を積極的に推進して交通事故防止に成果を上げている優良安全運転管理事業所を表彰します。

(3) 優良自動車運転者 — (表彰状)

無事故・無違反を継続(15年以上)している優良運転者について表彰します。

この他にも交通安全活動功労者又は優良事業所として

(4) 群馬県知事表彰 — (感謝状)

(5) 関東管区警察局長と関東安全運転管理者協議会連合会連名表彰 — (感謝状)

(6) 警察庁長官と全日本交通安全協会長の連名表彰

— 交通栄誉章「緑十字(金・銀・銅)章」等

の上申を行っていきます。

4 研修会参加の助成

現任の安全運転管理者等に対して資質向上と指導力アップを図るため、茨城県ひたちなか市にある安全運転中央研修所の「安全運転管理課程」研修への斡旋・助成

を行います。

第2 安全運転管理者教育事業

道路交通法第108条の2により公安委員会が実施することとされている「安全運転管理者等に対する講習業務」の受託を凶り、同講習を通じて、安全運転に対する意識の向上と責任を認識させ、事業所における安全運転管理を確実かつ適正に実施させることで交通事故の防止に努めます。

なお講習は、群馬県総合交通センターほか県内各地において実施予定です。

* 別紙「平成30年度安全運転管理者等講習実施計画」参照

第3 会議の開催

- 1 当協会定款に則り、定時総会を6月に開催し、事業報告・収支決算報告等の承認などを行います。
- 2 「理事会運営規則」に則り、理事会を5月及び3月に開催し、法人の運営・事務執行の決定などを行います。